

II 給付と負担について (参考資料)

今後の議論を進める上で必要と考えられる論点(例)や参考資料をとりまとめたものである。

目 次

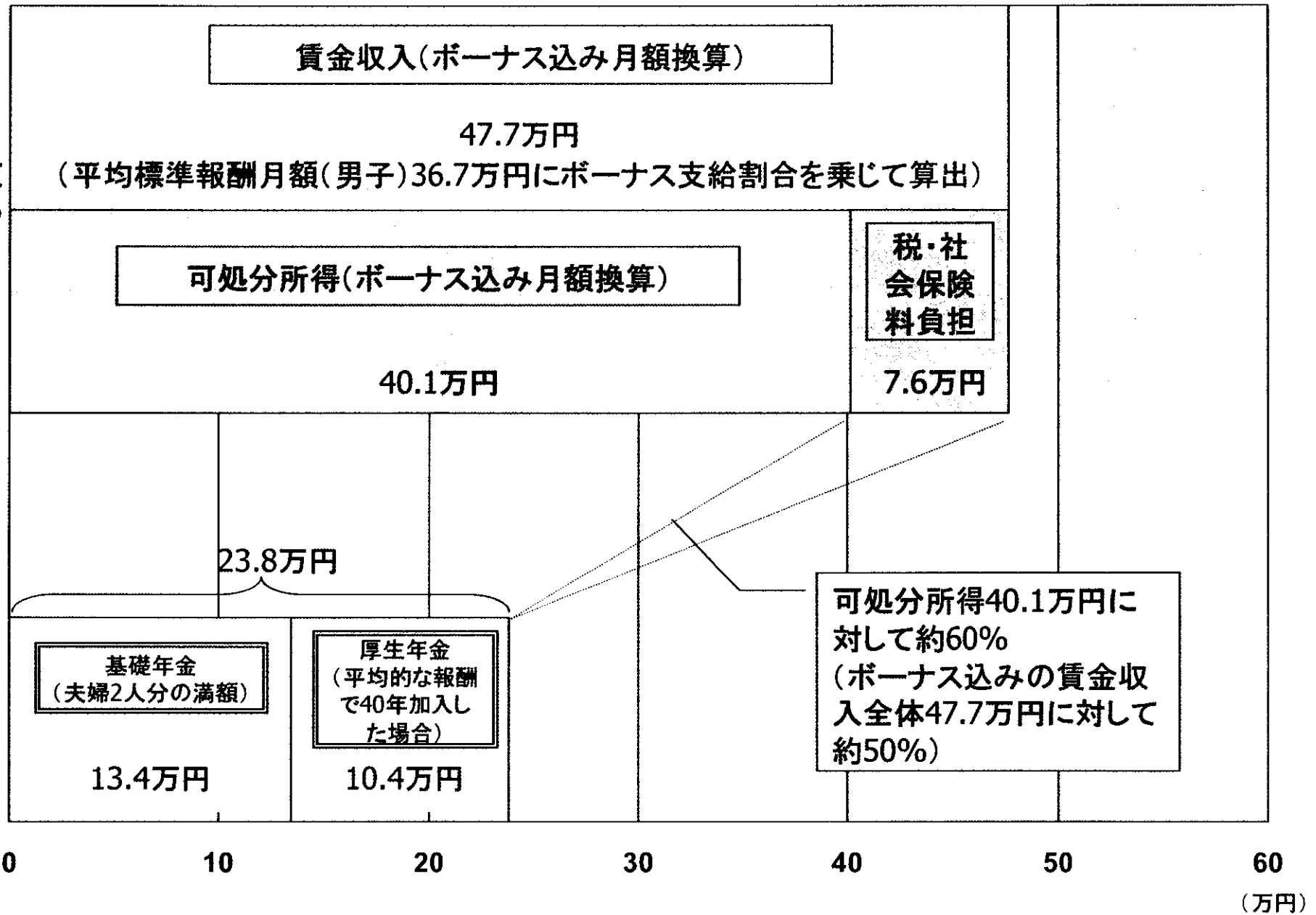
1-1	現役世代の賃金と比較した年金の給付水準（平成11年財政再計算）	1
1-2	高齢者世帯の生計費と年金の給付水準（Ⅰ）	2
1-3	高齢者世帯の生計費と年金の給付水準（Ⅱ）	3
1-4	公的年金・恩給受給額（年収）階級別の消費支出動向	4
1-5	高齢者世帯の消費支出と現役世代の消費支出の比較	5
1-6	現役時代の経歴と年金の給付水準	6
1-7	無収入の高齢者と生活保護を受給している高齢者	7
1-8	老齢厚生年金新規裁定者における平均被保険者期間、平均標準報酬月額、年金額の比較	8
1-9	短時間雇用者数の推移（非農林業）	9
1-10	我が国及び欧米主要国の給付水準の比較	10
1-11	ILO条約について	11
2-1	段階保険料方式 【概念図】	12
2-2	厚生年金保険料率の推移	13
2-3	国民年金保険料の推移	14
2-4	厚生年金の保険料率の見通し	15
2-5	国民年金の保険料の見通し	16
2-6	我が国及び欧米主要国における年金保険料率の推移	17
2-7	平成11年財政再計算に基づく厚生年金の保険料引上げ計画	18
2-8	最終保険料（率）と保険料（率）の引上げ計画 【概念図】	19

2-9	平成12年改正における最終保険料（率）の考え方	20
2-10	未加入・未納の現状	21
3-1	給付と負担における賃金・物価の上昇率の関係	24
3-2	人口構造が変化した場合（経済情勢は一定）の給付と負担 （その1・給付水準を維持し続ける場合）	25
3-3	人口構造が変化した場合（経済情勢は一定）の給付と負担 （その2・負担水準を固定する場合） 【概念図】	26
3-4	経済情勢が変化した場合（人口構造は一定）の給付と負担 （その1・給付水準を維持し続ける場合） 【概念図】	27
3-5	経済情勢が変化した場合（人口構造は一定）の給付と負担 （その2・負担水準を固定する場合） 【概念図】	28
3-6	人口推計と年金財政再計算について	29
3-7	財政再計算における各種の前提条件の推移	30
3-8	賃金上昇率等の推移	31
3-9	我が国の年金額のスライド方式の経緯	32
3-10	欧米主要国の新規裁定時及び裁定後の年金額のスライド方式	33
4-1	受給している年金額の算定方法を変更し年金水準の引下げを行った例	34
4-2	農業者年金制度改正における受給者の負担等に関する質問主意書（平成13年2月8日） に対する政府答弁書（抄）	37

1-1 現役世代の賃金と比較した年金の給付水準(平成11年財政再計算)

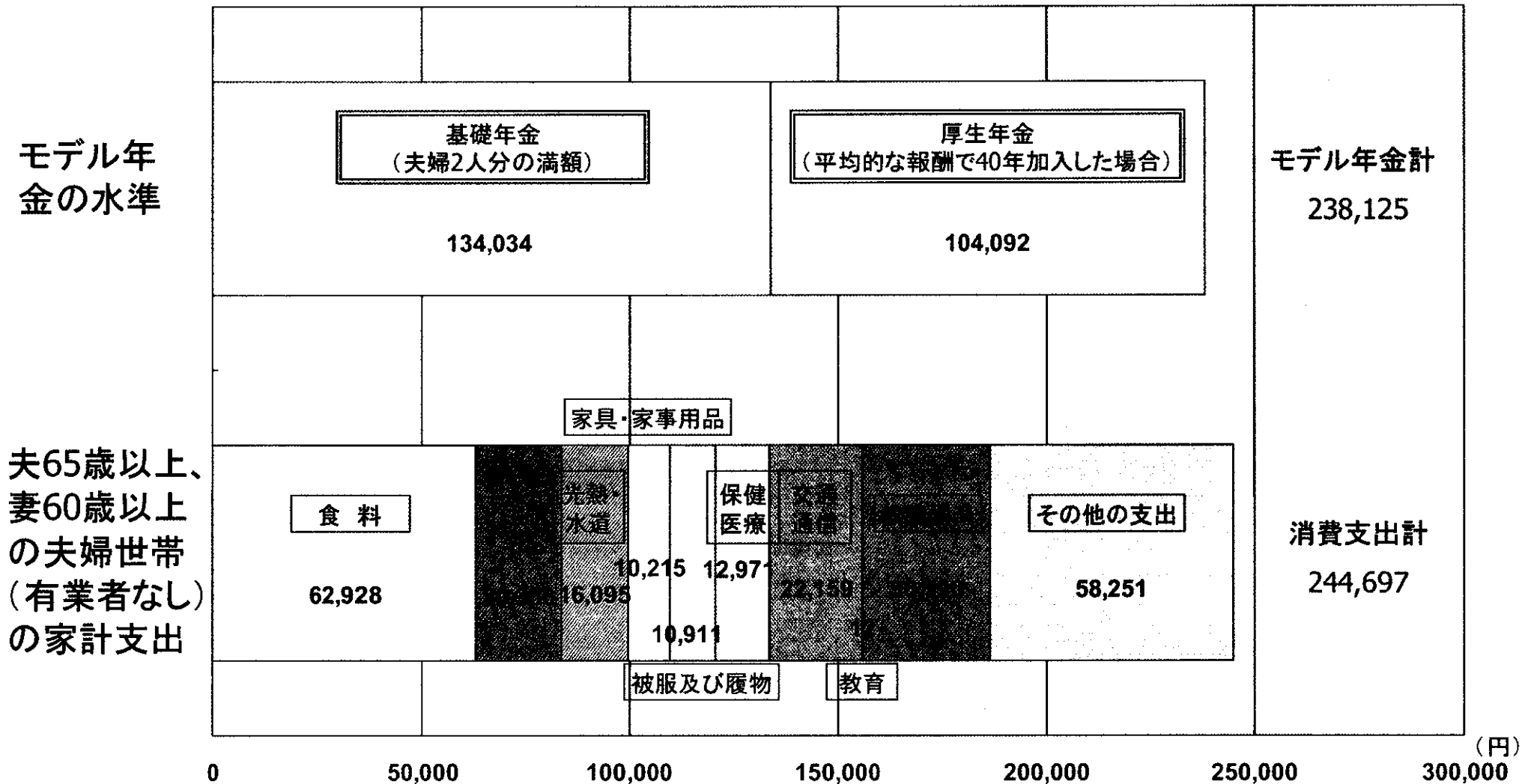
現役被保険者(男子)の賃金水準

モデル年金



1-2 高齢者世帯の生計費と年金の給付水準(Ⅰ)

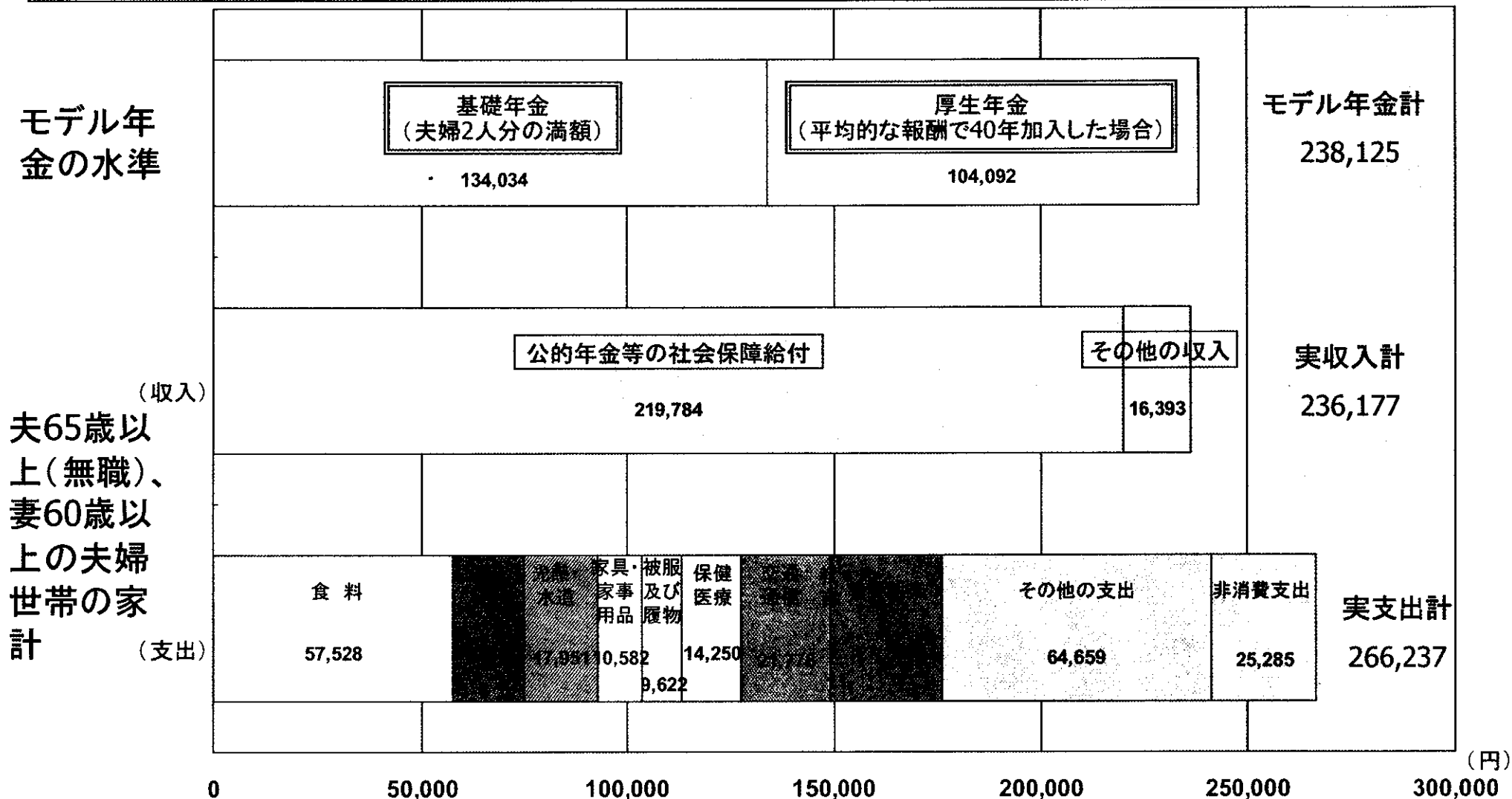
- 厚生年金のモデル年金の水準を高齢者夫婦世帯(有業者なし)の家計と比較すると、基礎年金・厚生年金合わせて消費支出のほとんどがカバーされている。
- また、夫婦の基礎年金の水準を高齢者夫婦世帯(有業者なし)の家計と比較すると、衣食住をはじめとする老後生活の基礎的な部分がカバーされている。



(資料)平成11年全国消費実態調査報告(総務省統計局)

1-3 高齢者世帯の生計費と年金の給付水準(Ⅱ)

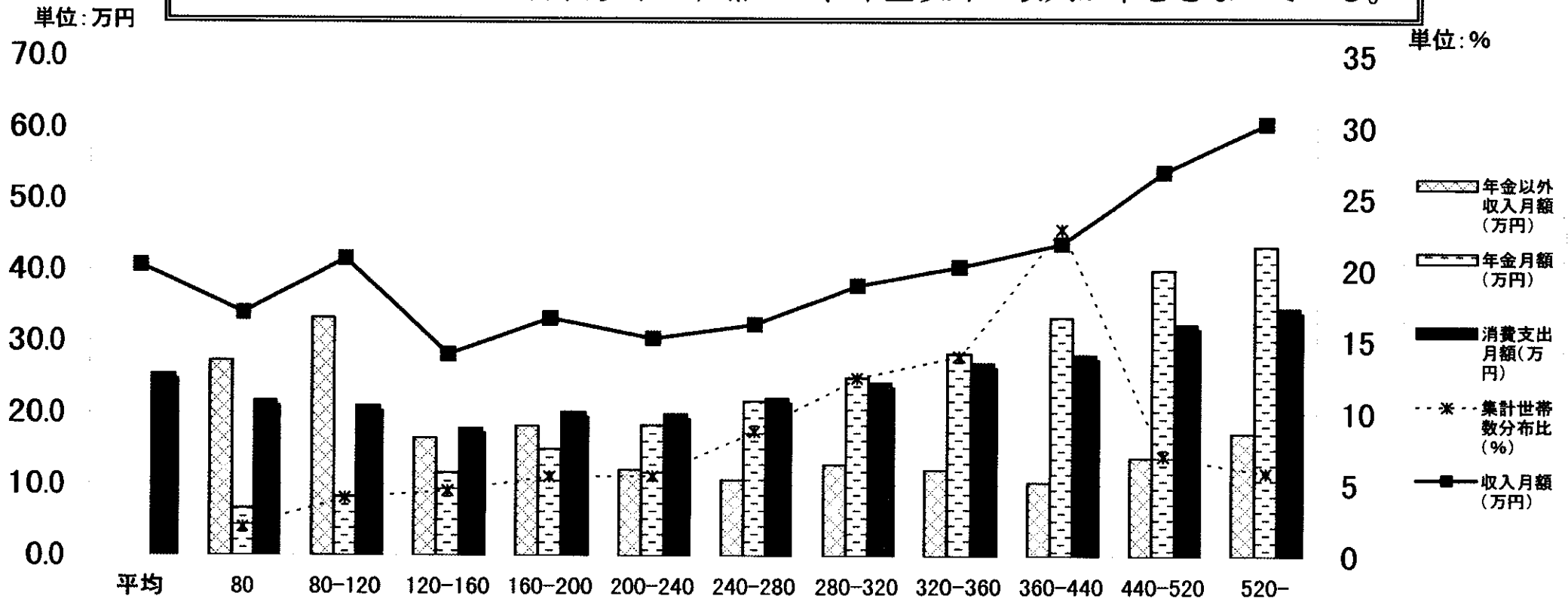
無職の高齢者夫婦の世帯の家計は、平均的にみると、厚生年金のモデル年金の水準にほぼ匹敵する社会保障給付を主な収入として営まれている。



(注)この資料では、年間を通じた月単位の収入と支出を比較するため、家計調査のデータを用いた。なお、家計調査を用いた高齢者世帯の家計分析に関しては、サンプル数が少ないなどの制約がある。
 (資料)平成13年家計調査年報(総務省統計局)

1-4 公的年金・恩給受給額(年収)階級別の消費支出動向 (高齢者夫婦世帯(有業者含む))

すべての公的年金・恩給受給額(年収)階級において、収入月額(消費支出月額+年金月額)は消費支出月額を上回っている。また、公的年金・恩給受給額(年収)が280~320万円を超えると、公的年金・恩給受給月額だけで消費支出月額を上回っている。なお、公的年金・恩給受給額(年収)が160~200万円以下の世帯では、年金以外の収入が中心となっている。



(出所) 平成11年全国消費実態調査報告(総務省統計局)

(注1) データは、高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)のもの。

(注2) 収入月額は、平成10年12月から平成11年11月までの1年間の夫婦の収入を月額換算したもの。

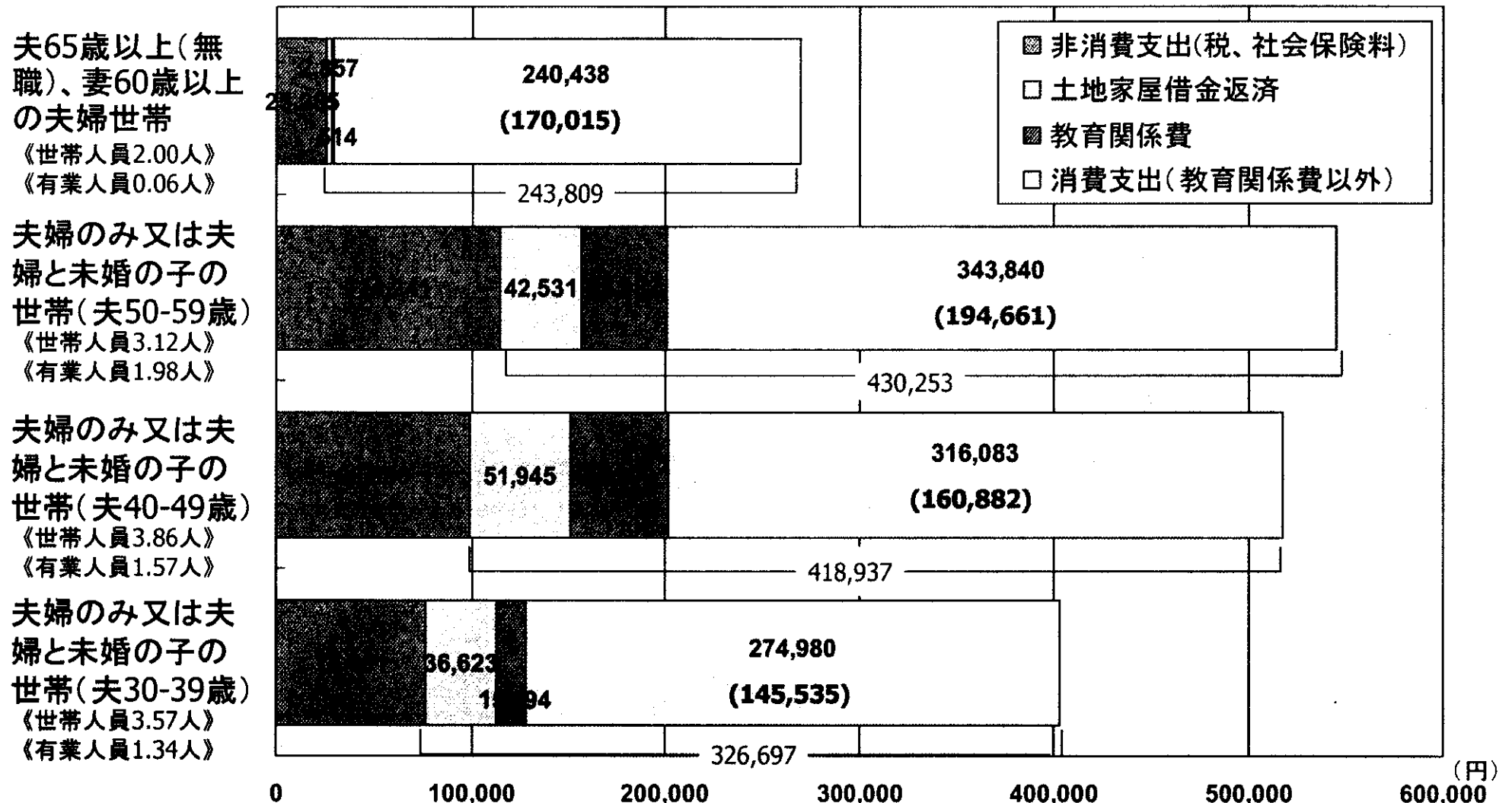
収入月額=年金月額+年金以外の月額。

(注3) 消費支出は、平成11年9月から11月までの3ヶ月の集計世帯の家計簿から集計したものの平均値。(非消費支出は含まず。)

公的年金・恩給受給額(年収)階級

1-5 高齢者世帯の消費支出と現役世代の消費支出の比較

○現役世代の家計では支出の中で住宅ローンの返済費や教育関係費が大きな割合を占めている。
 ○消費支出のうち教育関係費を除いたものを高齢者夫婦と現役世代で世帯人員の差を考慮して比較すると、平均的には高齢者夫婦の消費水準は、30歳台、40歳台をやや超える水準にあると考えられる。

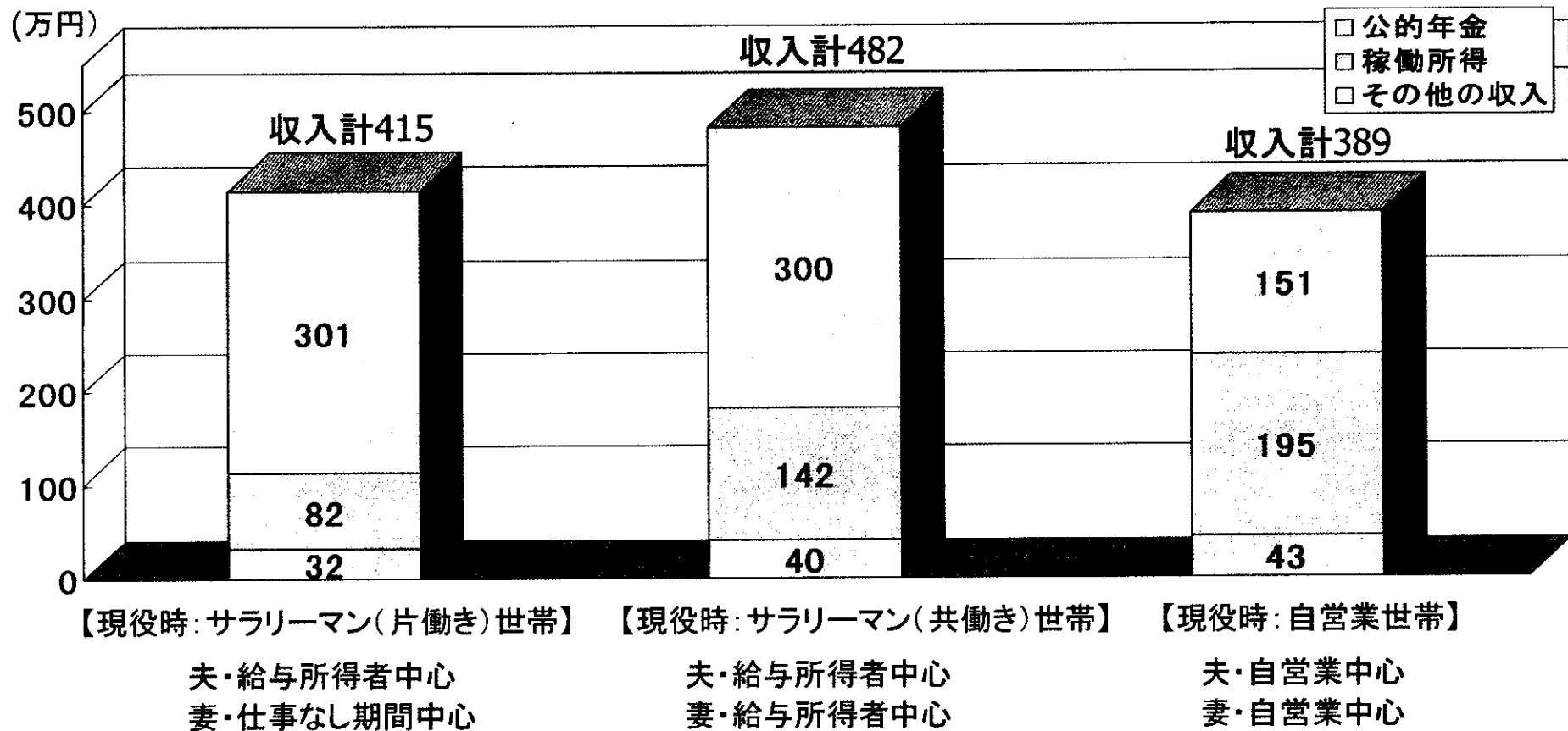


(注)「消費支出(教育関係費以外)」内括弧書きの数値は、世帯人員に差のある世帯を比較するため世帯人員の平方根で除した数値である。

(資料)平成13年家計調査年報(総務省統計局)

1-6 現役時代の経歴と年金の給付水準

老齢年金受給者実態調査結果からは、現役時代に給与所得者であった世帯は、高齢者になってから、年金以外の収入が自営業者であった者より少なく、報酬比例部分も含めた年金給付がその差を埋め合わせている実態を窺うことができる。



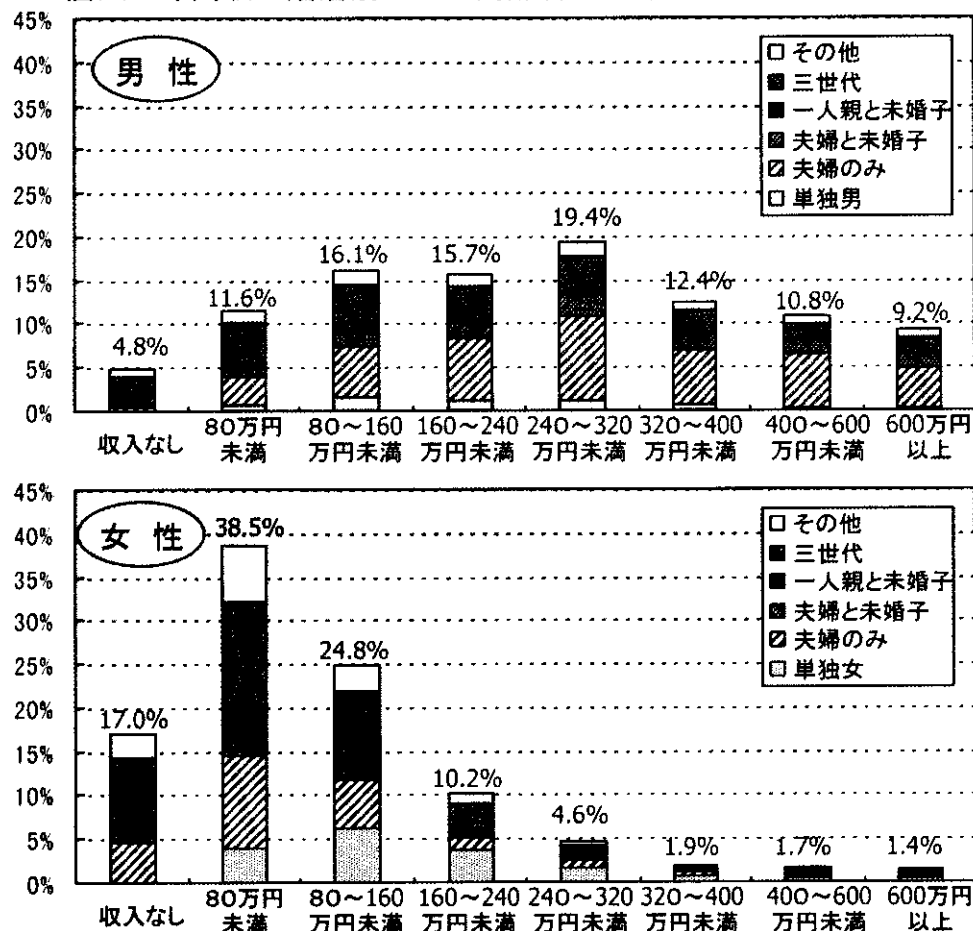
(注) 夫婦で老齢年金を受給している者であって20歳から60歳までの間において被用者、自営業、無職のいずれかの期間が20年を超えている者についての夫婦の合計収入の平均である。

(資料)「老齢年金受給者実態調査(平成9年6月調査)」(厚生省年金局)

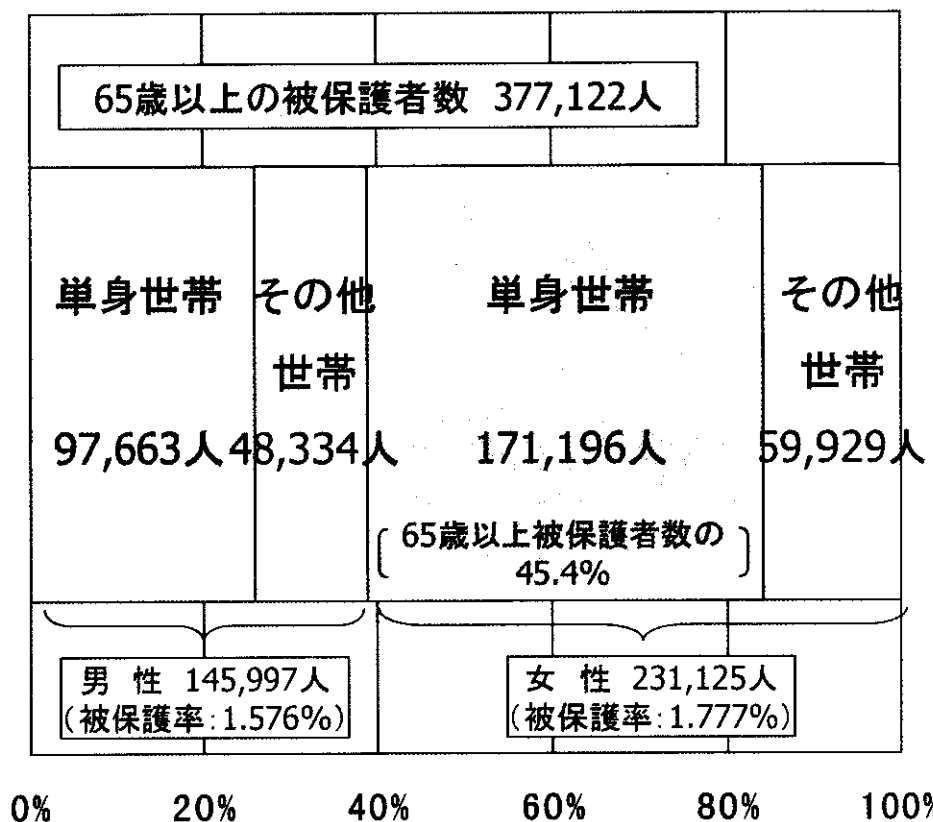
1-7 無収入の高齢者と生活保護を受給している高齢者

- 国民生活基礎調査において、高齢者全体のうち高齢者自身の収入がないと回答した者の割合は、男性で4.8%、女性で17.0%
- 収入がないと回答した高齢者は、三世帯同居世帯、夫婦のみ世帯(女性)に多く属している。
- 生活保護を受給している高齢者は単身世帯に多く属しており、単身女性が生活保護受給高齢者のうち45.4%を占める。

個人の年間収入階層別にみた高齢者の分布(1997年の年間収入)



高齢者の生活保護適用状況(平成12年)

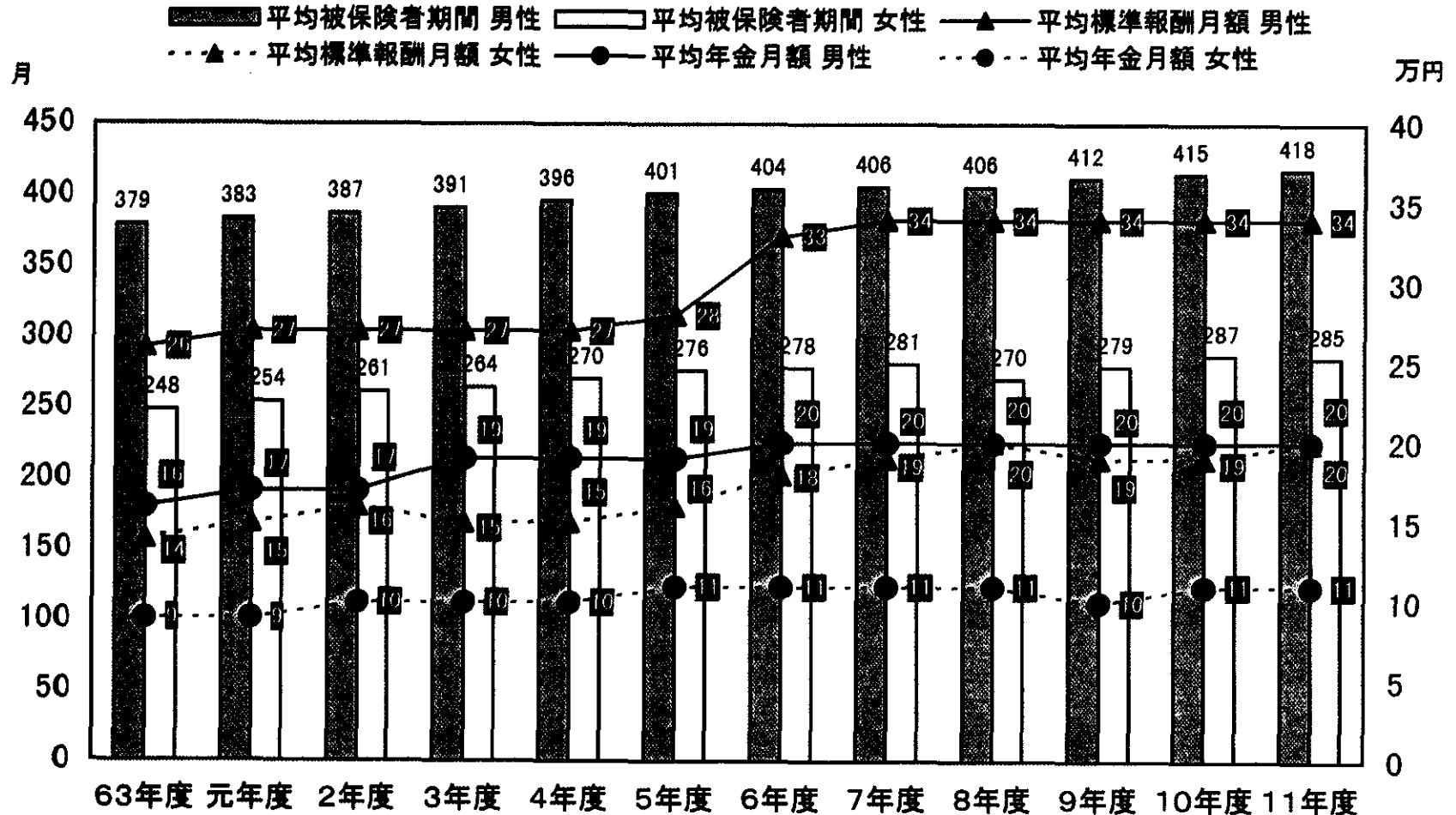


(資料)平成12年版厚生白書(厚生省)(国民生活基礎調査の再集計結果を引用)

(資料)被保護者全国一斉調査12年7月1日現在(厚生労働省)

1-8 老齢厚生年金新規裁定者における平均被保険者期間、平均標準報酬月額、年金額の比較

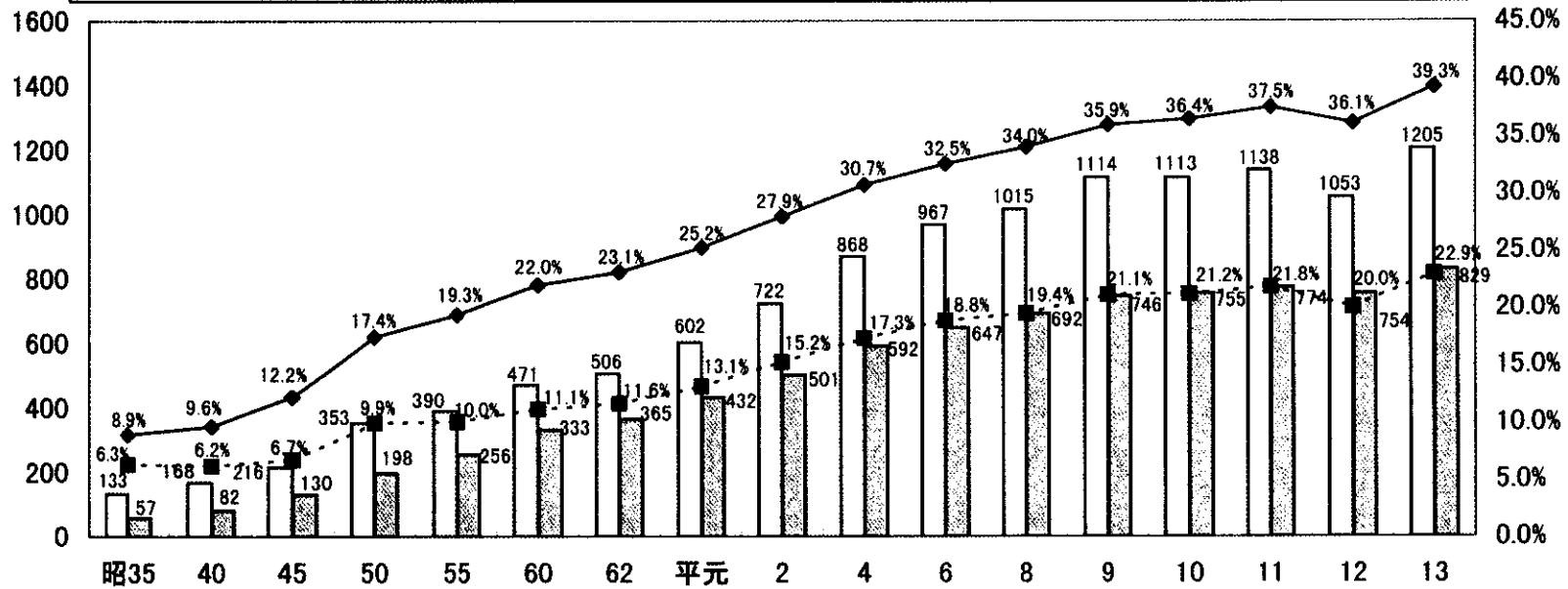
平均的に見た場合、男性と比較して、女性は被用者年金の加入期間が短く、また賃金も低く、結果として、女性が自ら保険料を納付して得ることのできる年金額は、男性に比べて低くなっている。



(出典: 社会保険庁「事業年報」)

1-9 短時間雇用者数の推移(非農林業)

女性の短時間雇用者は増加してきている(平成13年度で829万人)。
また、女性雇用者に占める短時間雇用者の割合は上昇してきている。(平成13年度で39.3%)。



□ 短時間雇用者総数(万人)

■ 短時間雇用者数(うち女性)(万人)

◆ 女性雇用者中に占める短時間雇用者の割合(%)

■ 雇用者総数中に占める短時間雇用者の割合(%)

注:「短時間雇用者」…週間就業時間35時間未満の者

資料出所:総務庁統計局「労働力調査」

1-10 我が国及び欧米主要国の給付水準の比較

	アメリカ	イギリス	ドイツ	スウェーデン	日本
老齢(退職) 平均年金額 (月額)	[1997年] 全受給者平均 単身: 92,600円 (765ドル) 夫婦: 138,800円 (1,148ドル)	[1996年] 基礎年金 単身: 48,500円 (286ポンド) 夫婦: 77,500円 (457ポンド) 付加年金(全受給者平均) 14,200円 (84ポンド)	[1997年] 全受給者平均 88,600円 (1,270マルク) 労働者年金(受給者平均) 73,600円 (1,055マルク) 職員年金(受給者平均) 104,000円 (1,491マルク)	[1995年] (旧制度) 基礎年金 単身: 36,900円 (2,799クローネ) 夫婦: 60,400円 (4,577クローネ) 付加年金(全受給者平均) 68,900円 (5,225クローネ)	[1998年] 厚生年金 全受給権者平均 172,200円
平均賃金月額(製造業)	[1997年] 290,800円 (2,404ドル)	[1996年] 254,000円 (1,497ポンド)	[1997年] 303,600円 (4,352マルク)	[1995年] 223,100円 (16,916クローネ)	[1997年] 412,800円
為替レート (年平均)	[1997年] 1ドル=120.99円	[1996年] 1ポンド=169.71円	[1997年] 1マルク=69.77円	[1995年] 1クローネ=13.19円	—
老齢年金 ／平均賃金	48% (夫婦)	36% (基礎年金(夫婦)+付加年金)	29% (全受給者平均)	58% (基礎年金(夫婦)+付加年金)	42%

(注) 1. 各国の賃金はILO "Yearbook of Labor Statistics"による推計。日本は「毎月勤労統計調査」の製造業労働者(事業所規模30人以上)の現金給与総額(ボーナスを含む)の暦年平均値。

2. 為替レートは、IMF "International Financial Statistics"による推計。

3. 老齢(退職)平均年金額(月額)は各国において実際に支給されている年金の平均値をとっているが、国によって年金受給権獲得に必要な加入年数が異なることから(例えば、一定以上の所得のない期間は被保険者期間とならない制度体系をとるアメリカやドイツではそれぞれ10年、5年と、我が国よりも短い加入年数でも年金を受給することが可能。)、実際に支給されている年金額の平均値やその平均賃金との比較した割合をみることにより、各国年金制度の制度的な給付水準を単純に比較することはできない。

(資料)平成12年版厚生白書

1-11 ILO 条約について

<p>社会保障の最低基準に関する条約 (第 102 号条約)</p> <p>〔 昭和 27 年 6 月 28 日採択 昭和 51 年批准 (現在 40 力国) 〕</p>	<p>障害、老齢及び遺族給付に関する条約 (第 128 号条約)</p> <p>〔 昭和 42 年 6 月 29 日採択 未批准 (現在 16 力国批准) 〕</p>
<p>標準受給者 (年金受給資格年齢の妻を有する男子) について、30 年拋出した場合に従前の所得額の 40% の給付を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従前所得は典型的な熟練労働者の賃金とし、男子保護対象者の最大多数を有する経済活動の大分類中で、これらの男子保護対象者の最大多数を有する中分類において雇用される者の賃金。 	<p>標準受給者 (年金受給資格年齢の妻を有する男子) について、30 年拋出した場合に従前所得の 45% の給付を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従前所得は、同左。